

関東支部の設置準備の状況および今後の課題



平成 17 年度日本弁理士会執行補佐役

関東支部設置準備担当 **川久保 新一**

目次

1. 関東支部設置までの経緯の概要
2. 関東に支部を設置する必要性
 - (1) 関東地区の会員へのきめ細かな指導、連絡、監督
 - (2) 地域知財活性化運動の強化
3. 関東に設置すべき支部の数
4. 関東地区の特異性
 - (1) 関東支部の母体となる地区部会が存在していない
 - (2) 関東在住会員からの支部設置要請が顕在化してこない
 - (3) 関東地区における地域知財知財支援活動の不足
 - (4) 屋上屋を架すことに対する反対
 - (5) 関東支部の会員数が本会全体の 7 割をも占める大所帯
5. 関東支部設置準備の経緯
 - (1) 関東支部設立準備 WG
 - (2) 関東支部設立準備委員会
 - (3) 関東支部設置会議
 - (4) 本会の第 3 回臨時総会での関東支部設置の承認
6. 関東支部のイメージ
 - (1) 関東支部規則の概要
 - (2) 関東支部の拠点
 - (3) 委員の公募
 - (4) 支部の経費
 - (5) 支部規則の施行日
 - (6) 関東支部の会員および関東支部の支部地域
7. 関東支部における今後の課題
 - (1) 当面の課題
 - (2) 中・長期的な課題
8. 関東支部の役員（平成 18 年度）

.....

1. 関東支部設置までの経緯の概要

日本弁理士会（以下、「本会」という）の平成 16 年度役員組織検討委員会において、全国支部組織化の方向が打ち出され、これを受けて、同年度第 3 回臨時総会において、「全国すべての地域に支部を置く」ことが決議され、これに伴う会則改正が行われた。

この方針に沿って、平成 17 年 3 月に全国支部化推進委員会が立ち上がり、全国規模で支部化の検討がされた。また、関東地区においても、支部設置に向けて検討が開始され、平成 17 年 4 月に、関東支部設立準備 WG（ワーキンググループ）が立ち上がり、同年

11 月に関東支部設立準備委員会が立ち上がり、平成 18 年 2 月 6 日に関東支部設置会議が開催され、同年 3 月 15 日に本会の第 3 回臨時総会において関東支部設置が承認された。

2. 関東に支部を設置する必要性

そもそも、何故、本会が全国に限らず支部を設置する必要があるのか？ この理由は 2 つある。第 1 の理由は、会員の指導・連絡・監督を効率よく実行するためであり、第 2 の理由は、地域知財活性化運動をより推進するためである。関東に支部を設置する理由は、全国支部化を行う理由と同様である。

(1) 関東地区の会員へのきめ細かな指導、連絡、監督

関東支部の会員数は、本会の総会員数の約 7 割を占め、今後、さらに大幅に増大する関東地区の会員へきめ細かい指導、連絡、監督を行うためには、関東にも支部を設け、この支部を通じて、関東地区の全会員への指導、連絡等を実行することが効率的であり、現実的である。なお、会員の処分は会長のみが行うことができ、したがって、処分を除く会員の指導、連絡、監督が支部に委任される。

(2) 地域知財活性化運動の強化

本会の外部から見ると、地域知財活性化に関して、地域毎に多様なニーズがあり、本会の本部の活動（知的財産支援センターによる現状の活動）のみでは、地元と密着した知財支援活動が充分であるとは言えない。関係官庁（特許庁、経産省、関東経産局等）、関東の地元組織（東京都等の地方行政、大学、研究機関、商工会議所等の団体）から、正副会長会を通じて、関東地区における支部設置の要請を、本会が相当数受けている。このように、多様な地域知財活性化運動を支援すべき社会的ニーズが最近益々増大し、これに的確

に対応する必要がある。

3. 関東に設置すべき支部の数

関東地区（1都7県）に1つの支部（関東支部）を設置する。関東地区に1つの支部を設置するとした理由は、全国支部化における支部の区割りは、行政との一体性を確保する上で経産局単位（1都7県）とすることが得策であり、また、全国支部組織化の基盤整備・早期実現には、関東に1つの支部を作ってスタートすることが、時間・コスト・労力等から見て有利である。なお、全国支部組織化を平成17年度中に完成させることは、同年度正副会長会の最重要課題の1つである。

都県毎の独自性に基づく活動が必要であれば、近畿支部における兵庫地区会、京都地区会のように、関東支部内にいくつかの地区会を立上げ、活動することができ、また、将来的には、必要に応じて支部地域を分割する余地が残っている。

4. 関東地区の特異性

関東地区は、他の地区にはない特異性を有し、この特異性を考慮して、関東支部の設置準備が行われた。

(1) 関東支部の母体となる地区部会が存在していない

新たに設置された北海道、東北、北陸、中国、四国の各地区には、支部の前身とも言うべき地区部会が存在し、この地区部会で当該地区において活発な議論が行われ、地区内で共通の認識、議論の場が確保されていた。しかし、関東地区には地区部会が存在していなかったため、関東地区在住の会員間での議論の場がなく、急に意志を統一することは非常に困難である。

そこで、地区部会に相当する機能を生み出すために、正副会長会主導で、平成17年4月に関東支部設立準備WGが立ち上げられ、関東支部設置に関する基本的問題の抽出、関東地区在住会員の支部設置に関する意見収集を行った。

(2) 関東在住会員からの支部設置要請が顕在化してこない

関東には、本会の本部が存在し、本部の委員会の委員の多数が関東在住の会員である。また、全国規模での活動は勿論、関東における諸問題も本部で処理している。したがって、関東に支部を設置する必要性を感じ

ている会員がいても、関東在住の会員からの支部設置要請が積極的に顕在化してこないという特殊性がある。この点が、近畿支部、東海支部との大きな違いである。

しかし、会員の指導、連絡、監督の効率的かつ迅速な対応、また、地域知財活性化運動の強化という点から、関東にも支部を早期に設置することが政策的に望ましいとの観点から、正副会長会主導で、関東支部の設置準備が進められた。関東地区在住の会員の理解を得るために、関東支部設置準備の中間報告を兼ねて、平成17年9月に、関東支部設置に関する会員説明会が弁理士会館で開催された。また、FAX同報、電子フォーラムを通じて、関東支部設置準備の経緯を説明した。

(3) 関東地区における地域知財知財支援活動の不足

本会には、知的財産支援センターが存在し、全国規模で知財の支援活動を積極的に展開し、その支援内容が充実している。ただ、支援を行う対象地区は、弁理士が少ない地区、都市圏以外の地区に重点がおかれ、多くの弁理士が活動している関東地区は、知財支援センターの活動が手薄である。多数の弁理士が活動し、個々の弁理士が日常業務を通じて、地域知財活性化運動がなされ、知財支援センターによる支援の必要性が少ないとの前提に立っている。

ただ、本会が、組織として地域知財活性化運動を展開してはいないという弱点がある。この弊害として、たとえば、関東の各行政機関で、弁理士抜きの知財戦略が進められているというのが現状である。また、地域知財活性化運動を、組織として推進しなければ、関東地区内で活性化運動の地域間格差が生じ、統一的な支援活動を望むことができず、また、効果的な地域知財活性化運動を期待することができない。

これらの弊害を是正すべく、関東地区でも、組織として地域知財活性化運動に取り組む必要性を、関東在住の会員に説明を繰り返した。

(4) 屋上屋を架すことに対する反対

会員の中には、「関東に支部を設置した場合、本部の委員会と同じような委員会が作られ、本部の活動と似たような活動をすることになり、無駄が多い」との意見があり、つまり、屋上屋を架すことに懸念がある。また、「本部の委員会における委員のなり手が不足し

ている実情からして、関東支部の委員を集めるのに苦労する」との意見もある。

しかし、関東支部は、関東地区限定の課題を解決する組織であり、本部における活動とは、自ずと基本的に異なり、屋上屋を重ねる必要もなく、少なくとも支部設置当初は、必要最小限の小さい組織をめざし、その後は、必要に応じて充実させることが望ましい。つまり、小さく生んで、必要に応じて充実させる。別の言い方をすれば、関東支部設置前に本会の活動では不足であった関東地区における活動を、関東支部が担う。このようにすれば、屋上屋を架す結果にはならず、また、関東在住会員の要望を満たすことができる。

(5) 関東支部の会員数が本会全体の7割をも占める大所帯

関東地域には、主たる事務所を有する会員が4,741人、従たる事務所も含めると4,854人を越える会員が存在し(平成18年3月30日現在)、数年前における本会の総会員数に匹敵する規模であることも、他の地域とは全く異なる状況である。したがって、関東支部の本部に対する影響力が極めて大きいことを考慮すべきである。

5. 関東支部設置準備の経緯

(1) 関東支部設立準備WG

平成17年4月に、関東支部設立準備WGが立ち上がり、支部設置準備のための根回し、支部設置準備の基本方針の模索、関東在住会員への啓発等、支部設置準備の前段階を担った。

(2) 関東支部設立準備委員会

WGによるお膳立てが整った段階で、平成17年11月16日に、関東支部設立準備委員会が立ち上がり、関東支部規則の検討、関東支部の役員予定者の決定、その他、関東支部設置に際して必要な準備を行った。関東支部規則は、全国支部化推進委員会における関東グループでも検討されたが、さらに細かな詰めを行った。

関東支部設立準備委員会は、その透明性、客観性を担保するために、委員を公募した。近畿支部等で設けられている役員選挙規則等の支部細則は、関東支部が設置された後に作成すれば充分であると判断された。

(3) 関東支部設置会議

関東支部の支部会員となる会員が参加して、設置会

議が、平成18年2月6日に開催され、設置会議として、関東支部規則と支部役員予定者が決定された。関東支部設置会議の定足数は、関東在住の会員の1/3であり、約1,700人の委任状を集める必要があり、直後に本会の第3回臨時総会に備えて多数の委任状を集めることと重なり、非常に苦労した一面もあったが、結果的には2,000人を越える会員から委任状が集まり、関東支部に対する期待の大きさが明らかになった。

(4) 本会の第3回臨時総会での関東支部設置の承認

平成17年度第3回臨時総会(平成18年3月15日)で関東支部設置が承認された。北海道、東北、北陸、中国、四国の各支部は、平成17年12月の第2回臨時総会で支部の設置が承認されたが、関東支部は、その前身となる地区部会が存在せず、また、支部会員となる会員数が極めて多いために合意形成に時間を要する等の理由から、他の新支部から3ヵ月程度遅れて関東支部設置の承認が行われた。

関東支部設置が承認されたことによって、平成16年度から2年の歳月を経て、全国支部化がやっと完成した。

6. 関東支部のイメージ

(1) 関東支部規則の概要

① 役員

関東支部の役員については、支部長が1人、副支部長が20人以内、幹事が50人以内、監査役が5人以内である旨が関東支部規則に規定されている。

② 委員会

関東支部の設置当初の委員会は、会員対応委員会(仮称)、地域知財活性化委員会(仮称)の2つ程度に限定し、小さく生んで、必要に応じて充実させるとの方針である。すなわち、関東支部の機能は、その設置当初は必要最小限とすべきであり、屋上屋を架さないようにすべきことが合意されている。

前者は、関東支部における会員の指導・連絡・監督(綱紀・倫理関係を含む。)を行う委員会であり、後者は、地域密着型の知財活動の支援を行う委員会である。なお、弁理士を外部に紹介する委員会を独立して設けるべきであるとの意見もある。

(2) 関東支部の拠点

関東支部の事務局は、当面弁理士会館内に設ける予

定である。当初、アキバウイングに拠点を設ける案が出ていたが、アキバウイングにおける事務局スペースが充分ではなく、また、アキバウイングが秋葉原に存在し、弁理士会館との間を往復する不便性等の点から、当面は弁理士会館に関東支部の事務局を設置する方向で検討されている。

(3) 委員の公募

関東支部の委員会における委員は、参加意識の向上や、選出の公平性等の観点から、委員の公募を積極的に推進すべきである。

(4) 支部の経費

関東支部の経費は、本会からの支部費をもって充てる。つまり、関東支部の会員は関東支部会費を徴収されない。ただし、必要がある場合には、臨時支部会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てることができる。

(5) 支部規則の施行日

現時点では、事務局の関東支部への支援体制、関東支部の具体的な体制がまだ、充分ではないので、支部規則の施行を、総会で支部設置が承認された日から1年以内とし、その間に、事務局を含めた体制を整備する。なお、その施行日は、本会の会長が決めることになっている。

(6) 関東支部の会員および関東支部の支部地域

関東支部が設置されると、関東地域に事務所を有する会員は、自動的に関東支部の会員になる。関東地域に支所を有する会員も、関東支部の会員である。

関東支部の地域は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県及び山梨県の1都7県である。山梨県が関東支部に含まれるのは、関東経産局の管轄が山梨県に及ぶことと符合している。

7. 関東支部における今後の課題

(1) 当面の課題

① 関東支部が設置されたことを、関東支部会員に周知徹底するとともに、地域とのかかわりについての意識改革が必要である。支部活動を充実させることによって、パイが拡大する可能性があるという意識を高めてもらう必要がある。

② 地域行政（関東経産局・都・県・区等）、関東地区に存在する大学、研究所、中小企業等へ、関東支部設置をアピールすることが必要である。これらへのアピールには、関東地区の都県窓口責任者（本会会員のうち、公募に基づいて決定された会員であって、各都県の地域知財活性化に関する窓口の責任者）の協力が不可欠である。関東地区には、現在8人の都県窓口責任者が活動している。

③ 関東支部が本部と密接な連携を維持することによって、本会全体としてのパワーアップになり、この密接な関係が重要である。

(2) 中・長期的な課題

近畿支部は現在16の委員会が存在し、これら委員会では、本部の委員会とは異なる地区の独自性を生かした活動をしている。この地区の独自性を生かした活動に魅力を感じた若手会員が近畿支部の支部活動に積極的に参加している。東海支部においても、本部の委員会に参加していない若手会員が積極的に支部活動に参加している。関東支部においても、関東地区の独自性を生かしたどのような委員会が生まれるのか、関東支部が関東地区の地域知財活性化運動にどこまで積極的に関与するのかは、未定である。地域密着型の知財支援活動が社会的に強く望まれている現状に鑑み、この要請に的確に応じた社会的貢献が是非とも必要である。

8. 関東支部の役員（平成18年度）（五十音順）

支部長	波多野 久（ハタノ ヒサシ）	登録番号 07876
副支部長	飯塚 義仁（イヅカ ヨシヒト）	登録番号 07753
(16名)	川久保新一（カワクボ シンイチ）	登録番号 08744
	神原 貞昭（カンバラ サダアキ）	登録番号 08390
	久保 司（クボ ツカサ）	登録番号 07869
	栗原 史生（クリハラ フミオ）	登録番号 08558
	小林 英一（コバヤシ エイチ）	登録番号 09953
	佐原 雅史（サハラ マサシ）	登録番号 11268
	高田 幸彦（タカダ ユキヒコ）	登録番号 07463
	田中 正男（タナカ マサオ）	登録番号 11929
	筒井 大和（ツツイ ヤマト）	登録番号 08000
	永井 義久（ナガイ ヨシヒサ）	登録番号 08264
	羽鳥 亘（ハトリ ワタル）	登録番号 09280
	平山 俊夫（ヒラヤマ トシオ）	登録番号 09573
	村田 実（ムラタ ミノル）	登録番号 08076

	吉田 精孝 (ヨシダ キヨタカ)	登録番号 06998	園部 武雄 (ソノベ タケオ)	登録番号 13401
	吉田 芳春 (ヨシダ ヨシハル)	登録番号 08127	高橋 俊一 (タカハシ シュンイチ)	登録番号 10124
幹 事	青木 充 (アオキ ミツル)	登録番号 11941	長濱 範明 (ナガハマ ノリアキ)	登録番号 10719
(21名)	今堀 克彦 (イマボリ カツヒコ)	登録番号 12309	西出 眞吾 (ニシデ シンゴ)	登録番号 09990
	岩瀬 眞治 (イワセ シンジ)	登録番号 07005	林 秀男 (ハヤシ ヒデオ)	登録番号 11474
	上田 育弘 (ウエダ イクヒロ)	登録番号 10625	保立 浩一 (ホタテ コウイチ)	登録番号 09754
	江藤 聡明 (エトウ トシアキ)	登録番号 10035	本多 一郎 (ホンダ イチロウ)	登録番号 09671
	遠藤 信明 (エンドウ ノブアキ)	登録番号 11927	丸山 幸雄 (マルヤマ ユキオ)	登録番号 10130
	尾川 秀昭 (オガワ ヒデアキ)	登録番号 08297	三好 秀和 (ミヨシ ヒデカズ)	登録番号 08380
	狩野 彰 (カノウ アキラ)	登録番号 09731	山川 茂樹 (ヤマカワ シゲキ)	登録番号 09839
	蔵田 昌俊 (クラタ マサトシ)	登録番号 10885	監査役 小林 正 (コバヤシ タダシ)	登録番号 06574
	小林 保 (コバヤシ タモツ)	登録番号 07595	(3名) 佐成 重範 (サナリ シゲノリ)	登録番号 10158
	坂本 光雄 (サカモト ミツオ)	登録番号 08752	竹内 守 (タケウチ マモル)	登録番号 07413

(原稿受領 2006.3.10)